

一宮市立市民病院

診療報酬請求精度調査業務委託仕様書

- 1 業務名： 令和5年度診療報酬請求精度調査業務
- 2 履行場所：愛知県一宮市文京2丁目2番22号 一宮市立市民病院
- 3 目的：診療報酬請求における請求不備（算定が漏れているもの、算定要件を満たしておらず、結果的に過大算定となっているものを含む）の問題点を調査・分析し、その発生原因を明らかにすることで改善策を洗い出す。その結果に基づき、請求不備等を防止するための改善を図り、診療報酬請求の精度を高め、適正な請求を行うことを目的とする。
- 4 業務内容
 - (1) 電子レセプトデータに対する請求漏れ等の機械的点検
令和4年4月～令和5年3月分のうち、任意の3か月分以上の電子レセプトデータに対して、請求漏れ等検知システムによる機械的点検を行う。
 - (2) 診療報酬明細書（レセプト）の目視点検
前項（1）の点検結果を基に、任意の1か月分以上のレセプトの写しに対して、請求漏れや請求誤りなどについて目視点検を行う。
 - (3) 診療報酬明細書（レセプト）と診療録（カルテ）の突合点検
前項（2）の点検結果を基に、入院200件以上、外来200件以上のレセプトを抽出し、カルテとの突合点検を行う。
※使用システム ソフトウェア・サービス Newtons2
 - (4) ヒアリング
突合点検実施後、請求不備の発生原因について、確認が必要な場合は両者で協議のうえ、委託者が指定する病院内の場所において職員の立ち会いもと、受託者が病院の関係部署へヒアリング調査を実施する。
 - (5) 調査報告書の提出
前項（1）～（4）の結果に基づき、診療科別、発生要因（算定項目）等に分類し、分析レビューと入院・外来別の集計結果を「調査報告書」として作成し、当院に提出すること。なお、調査報告書は紙媒体と電子媒体にて提出すること。
 - (6) 調査報告会の実施
調査報告書に基づき、対面またはWEBにて報告会を実施すること。
 - (7) 効果測定の実施
調査報告会実施後、調査時と改善後のレセプトデータを比較分析し、改善効果が得られたか評価を行うこと。

5 業務期間

契約締結日から6か月以内

6 その他

本仕様書に記載されていない事項については、当院と協議の上、決定する。